

不足額給付Ⅱの対象となる例①

個人事業主 A



住民税所得割課税

個人事業主 A の事業専従者である
配偶者 B年間の給与が100万円以下
所得税・住民税ともに非課税

扶養できない

● 定額減税の対象

1人(本人) × (所得税3万 + 住民税1万)
= 4万円● 所得税、住民税所得割ともに課されない
⇒ 本人は定額減税の対象外

● 事業専従者

⇒ 配偶者の定額減税でも扶養親族等にならない

A は住民税所得割課税者のため、B は低
所得者向け給付金の対象になっていない

B は不足額給付Ⅱの対象となる

不足額給付Ⅱの対象となる例②

父 A

年金収入165万円
障害者控除により非課税

扶養できない

子 B

住民税所得割課税



扶養できる

子 B の配偶者 C

収入なし
非課税● 所得税、住民税所得割ともに課されない
⇒ 本人は定額減税の対象外

● 年金収入により合計所得48万超

⇒ 子の定額減税においても扶養親族とならない

● 定額減税の対象

2人(本人と配偶者) × (所得税3万 + 住民税1万)
= 8万円● 所得税、住民税ともに課されない
⇒ 本人は定額減税の対象外

● 配偶者の定額減税で扶養親族等となる

B は住民税所得割課税者のため、A は低
所得者向け給付金の対象になっていない

A は不足額給付Ⅱの対象となる